

福島県「検査制度の運用に係る確認事項」の質問事項及び回答

平成 23 年 2 月 3 日
原子力安全・保安院
原子力発電検査課

1 これまでの本県要請等に係る取組状況

(1) 事業者による保全作業品質の維持・向上

平成 20 年 8 月に「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」等に関する本県意見に対し、「事業者による教育訓練・調達管理や品質管理がしっかりと実施されているかどうかについて、保安検査等により厳格に確認」するとの回答が示されたが、これらの確認についてどのように取り組んできたのか。

(回答)

新検査制度(平成 21 年 1 月施行)において、保安院は、事業者の保安活動を保安検査でしっかり確認するため、平成 21 年度の保安検査基本方針を「保全プログラムに着目した保守管理に関する保安検査を行うこと」と定め、全ての事業者の保守管理活動を重点的に保安検査するよう指示している。

この基本方針等に基づき、各検査官事務所では保安検査の重点項目に位置付け、保守管理に関わる発電所員などに対する教育訓練や保守管理などの保安活動について保安検査で厳格に確認。特に、品質保証の観点から点検業務による調達管理を中心に協力会社を含めた保守管理の実施体制についてプロセス型検査を行い幅広く事業者の保守管理活動を厳格に確認している。

また、平成 22 年度の保安検査においては、島根原子力発電所の保守管理不備(平成 22 年 3 月)に端を発した点検周期の超過機器がないか、保守管理の有効性評価が行われているか等の保全活動全般を確認している。

1 これまでの本県要請等に係る取組状況

(2) 事業者による適切な保全データの収集・点検への反映

平成20年8月に「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」等に関する本県意見に対し、「手入れ前データ等の収集が適切に行われているかどうかについては、保全計画についての審査において確認するとともに、事業者の実施状況については定期安全管理審査のなかで確認」するとの回答が示されたが、これらの確認についてどのように取り組んできたのか。

(回答)

新検査制度(平成21年1月施行)において、平成22年10月までに、事業者から運転中の全54プラントの保全計画について届出がなされ、JNESは各プラントの保全サイクル毎に保全計画の内容について審査を行い、手入れ前データ等の収集が適切に行われているか等について確認している。

また、JNESが行う定期安全管理審査では、保全サイクル毎に、当該保全サイクルにおいて実施された保全の有効性評価がどのように実施されているか、また、その結果を次の保全サイクルの保全活動の改善(点検間隔・頻度の変更や保全計画の妥当性の確認及び見直しなど)に適切につなげているかなどについて審査している。

さらに、当該保全サイクルにおいて有効性評価に基づく保全計画の立案・策定作業が適切に行われているか、同保全計画に基づく保全活動が適切に行われているかについても審査している。

参考・定期安全管理審査の結果(JNES ホームページ)

<http://www.jnes.go.jp/gijyutsu/anzenkanri/index.html>

1 これまでの本県要請等に係る取組状況

(3) 国による検査体制の充実・強化

平成20年8月に「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」等に関する本県意見に対し、「現在、国及び原子力安全基盤機構(JNES)において、新たな検査制度において追加的に実施する保全計画書の事前確認や技術評価書の審査を行うための体制を整備するとともに、審査に必要な研修の実施やデータベースの整備等を行っている」との回答が示されたが、これらの整備等についてどのように取り組んできたのか。

(回答)

JNESでは、保全計画書の技術評価書等の審査を行うため、新たに部署(プラント評価室)を設置するとともに、横断的に組織内が連携して審査に当たるよう体制を整備している。

また、専門的な審査を行うため、新検査制度及び保全計画の内容の把握をすするため、研修をこれまで16回実施し、例えば、実際の13プラントの保全計画を対象として審査・確認の知見・能力の向上を図る実務研修を実施している。更に、審査するために必要な情報を共有するため、JNESにおいて保全計画において確認した項目、指摘事項や保安院への報告事項などをデータベースとして整理・蓄積して、随時更新し審査・確認に活用している。

2 今後の対応方針

定期検査間隔の24か月以内の指定

平成20年8月に取りまとめられた「保全プログラムを基礎とする検査の導入について」において、「技術評価において24か月以上の定期検査間隔の妥当性が示された場合であっても、施行後に多くのプラントが3サイクル程度の運転を実施するまでの期間は24か月の指定が行われない仕組み」とされたことを踏まえ、定期検査間隔の24か月以内の指定は平成26年4月以降とされたが、これまで18か月以内での運転実績がない現状で、今後、24か月以内の指定に向けてどのように対応していくのか。

(回答)

個々のプラントの運転期間(定期検査の終了から次期開始までの間隔)は、保安規定において定められており、実際の運転期間の延長には保安規定の変更認可申請が必要となる。保安院としては、個々のプラントの運転期間の変更については、運転実績や保全の実績等を踏まえつつ、厳正に審査することとしている。

現在、平成22年11月に、東北電力(株)から東通原子力発電所1号機において、運転期間を従来の13ヶ月以内から16ヶ月以内に延長する計画が申請され、これらの申請内容について、保安検査、定期検査やJNESによる定期安全管理審査等により確認を行い、専門家の意見を聴きつつ厳格に審査を行っている。

東北電力では、運転期間については保全の観点からは24ヶ月、燃料の安全性の観点からは18ヶ月の運転を可能としているが、今後、運転実績を積み慎重な対応を図ることとして16ヶ月の運転期間の申請がなされているところ。

したがって、運転期間の設定に当たっては、事業者において実績を踏まえた慎重な検討がなされるものと考えており、保安院としてもこのような事業者の慎重な対応について、その妥当性を十分審査していくこととしている。なお、法制度施行後5年間は、24ヶ月運転は認めない制度運用としている。